

四日市市告示第 1 7 9 号

四日市市生垣設置助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市長 森 智 広

四日市市生垣設置助成金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市生垣設置助成金交付要綱（平成 1 6 年四日市市告示第 1 3 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 （略） （有効期限）	1 （略） （有効期限）
2 この要綱は、 <u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。	2 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。
3 及び 4 （略）	3 及び 4 （略）

第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

第 号

四日市市生垣設置助成金交付決定通知書

住所
氏名 様

年 月 日付で交付申請のあった四日市市生垣設置助成金については四日市市生垣設置助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 生垣設置敷地 四日市市

2. 助成金額 金 円

3. 交付条件

- (1) 生垣の健全な育成を図るため、剪定、病虫害防除、施肥等に努めること。
- (2) 樹木が枯死した場合は、居住者等の費用において補植し、現状の回復に努めること。
- (3) 原則として植栽から5年間は、樹木の伐採又は移動をしないこと。

第4号様式を次のように改める。

四日市市生垣設置助成金変更決定通知書

住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった四日市市生垣設置助成の計画変更については、四日市市生垣設置助成金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 変更決定額 金 円

2. 計画変更の内容

3. 条 件

第 7 号様式を次のように改める。

四日市市生垣設置助成金交付額取消通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け第 号で交付決定した四日市市生垣設置助成金については四日市市生垣設置助成金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり交付額を取り消したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 生垣設置敷地 四日市市

2. 助成金額 金 円

上記金額について取り消す

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、告示の日から施行する。

(都市整備部公園緑政課)